

会 議 録

公開用

会 議 の 名 称	令和 6 年 1 2 月 定例教育委員会会議		
開 催 日 時	令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金) 開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 1 時 5 5 分		
開 催 場 所	本庁舎 4 階 委員会会議室		
議長（委員長・ 会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨		
出席者及び欠席 者の職氏名及び 人数	【出席委員】		
	教育長	鎌田	亨
	教育長職務代理者	水沼	章文
	委員	金森	良泰
	委員	岡田	新司
	委員	山口	早苗
	【執行部出席者】		
	学校教育部長	篠原	直樹
	学校教育部学務指導担当部長	大野	明彦
	社会教育部長	小谷	啓敏
	学校教育部次長兼教育総務課長	成塚	淳一
	学校教育部参事兼教育施設課長	寺林	敬峰
	学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	佐山	宏樹
	社会教育部次長兼社会教育課長	関根	栄治
	社会教育部参事兼中央公民館長	矢野	仁史
	市民文化会館長	石塚	晴美
	学務課長	森田	誠
	教職員担当課長	瀬尾	尚丈
	教育相談センター所長	山本	智英
	学校給食課長	柴山	伸之
	生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚	俊和
	文化財課長	中野	達也
	郷土資料館長	實松	幸男
	スポーツ推進課長	清水	一男
	スポーツ施設担当課長	福島	伸五
	中央公民館事業担当課長	大橋	等

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題	議案第 4 9 号 春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 報告第 4 3 号 春日部市立学校体育館空調設備利用料徴収要綱の制定について 報告第 4 4 号 県費負担教職員の人事に係る専決処理について 報告第 4 5 号 令和 6 年 1 2 月春日部市議会定例会について 協議第 2 号 春日部市教育委員会委員の通称名の使用について

鎌田教育長	それでは、ただいまから 1 2 月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 岡田委員、お願いします。
鎌田教育長	1 1 月定例会の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
委 員	[「結構です」と言う人あり]
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第 4 9 号「春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ推進 課長	はい。
鎌田教育長	清水課長、お願いします。
スポーツ推進 課長	議案第 4 9 号「春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、提案理由及び委嘱候補者について、説明申し上げます。 議案書 1 ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進審議会委員の欠員に伴い、春日部市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、委嘱したく、提案するものでございます。 次に、本審議会の概要につきまして、説明申し上げます。 恐れ入りますが、議案書 3 ページを御覧ください。 はじめに、1 設置根拠でございますが、本審議会は、スポーツ基本法第 3 1 条に基づき、春日部市スポーツ推進審議会条例において設置しております。 次に、2 所掌事務でございますが、(1) のスポーツ推進計画に関することをはじめ 6 つの事項に対しまして、調査、審議し、教育委員会へ、御意見や御提案をしていただくものでございます。 次に、3 委員構成等でございますが、委員は 8 人以内とし、(1) 学

	識経験者、並びに（２）公募に応じた市民から、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱するものでございます。概要説明につきましては、以上でございます。 恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、議案書２ページの春日部市スポーツ推進審議会委員候補者名簿を御覧ください。 現在、スポーツ推進審議会委員につきましては、本年５月の定例教育委員会におきましてご承認をいただき、８名の方に委嘱をしております。このたび、春日部商工会議所からご推薦をいただいております委員１名が欠員となったため、新たに後任の方として、名簿番号１番の竹村光生さんを委嘱したく、提案するものでございます。 任期につきましては、前任者の残任期間となり、令和８年５月２１日までとするものでございます。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第４９号「春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４９号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告事項に移ります。
鎌田教育長	報告第４３号「春日部市立学校体育館空調設備利用料徴収要綱の制定について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	成塚課長、お願いします。
教育総務課長	報告第４３号「春日部市立学校体育館空調設備利用料徴収要綱の制定について」、報告いたします。

本要綱は、教育総務課、スポーツ推進課で所管いたしますが、本日は、代表して教育総務課より説明申し上げます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。

本報告について記載しております。事業概要を説明するため、議案書 11 ページを御覧ください。

学校の体育館に設置した空調設備は、災害時の対応を目的として整備したものです。学校の教育活動のほか、学校開放事業等においても利用できることといたしました。その利用方法等について、以下のとおりとしています。

まず、項目 1 の利用開始日ですが、(1) に記載した 20 校については、今年度中に整備が完了する予定ですので、令和 7 年 5 月 1 日から利用開始といたします。

(2) に記載した 14 校については、来年度に整備を予定しておりますので、令和 8 年 4 月 1 日以降の利用開始を予定しております。

次に、項目 2 の利用対象については、学校開放事業の利用団体、校長の許可を受けた団体としております。

次に、項目 3 の利用方法及びカード販売場所についてでございます。

整備されている空調設備につきましては、1 時間単位のプリペイドカードを機器に挿入することで、起動することができます。

そのプリペイドカードを購入していただくことで、料金徴収を行う予定でして、1 時間 1,000 円のカード、10 時間 10,000 円のカードの 2 種類を用意いたします。

なお、この金額については、近年の電気料の動向や近隣自治体の状況等を考慮して、設定したものでございます。

カード販売場所については、アイル・アリーナウイング・ハット春日部（総合体育館）、庄和体育館の 2 か所を予定しており、令和 7 年 5 月 1 日以降に販売開始とする予定でございます。

以上を踏まえ、議案書 5 ページへお戻りください。要綱の内容について説明いたします。

第 1 条、本要綱の趣旨でございますが、空調設備を利用する場合の費用の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条、利用の対象につきましては、学校体育館の利用許可を受けた個人又は団体に限るものとしております。

なお、学校の授業や部活での設備利用については、本要綱の対象外となりますので、設備は利用しますが、料金徴収は行いません。

第 3 条以降につきましては、先ほど説明しました利用料の額、納付方法について定めております。

議案書 6 ページへお進みください。

附則でございますが、この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行するこ

	ととしております。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はございますか。 学校は、事前配布したカードを使って空調設備を利用することができますが、スポーツ少年団やママさんバレーの団体さんなどについては、受益者負担の観点から、このカードを購入していただいたうえで、空調設備を利用できるようにしたものでございます。
鎌田教育長	次に、報告第４４号「県費負担教職員の人事に係る専決処理について」を議題としますが、報告第４４号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。 《非公開議案の審議》 報告第４４号 県費負担教職員の人事に係る専決処理について
鎌田教育長	それでは、会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	次に、報告第４５号「令和６年１２月春日部市議会定例会について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	成塚課長、お願いします。
教育総務課長	報告第４５号「令和６年１２月春日部市議会定例会について」、報告いたします。 議案書１３ページと、併せて別紙を御覧ください。 会期は、１１月２５日から１２月１６日の２２日間で行われました。 提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第９７号、９８号、１０７号の３件であり、原案のとおり可決並びに同意されました。 次に、一般質問では、２５人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、７人の議員から質問がございました。 質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

	参考に、教育委員会に関する一般質問のダイジェスト版を配付いたしましたので、後ほど御覧ください。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はございますか。
鎌田教育長	以上で、報告を終了し、協議に移ります。
鎌田教育長	協議第２号「春日部市教育委員会委員の通称名の使用について」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	成塚課長、お願いします。
教育総務課長	協議第２号「春日部市教育委員会委員の通称名の使用について」、説明申し上げます。議案書１４ページ及び１５ページを御覧ください。 今回、協議をお願いするのは、項番１の「松本朋子教育委員」でございます。１６ページの参考資料を御覧ください。 松本委員につきましては、令和６年１２月市議会定例会において、戸籍上の氏名により、同意の議決をいただきました。 １５ページにお戻りください。 松本委員は、声楽家、ソプラノ歌手として、項番２にお示しした「高橋朋子」の氏名で活動しており、この通称名での教育委員活動を希望しております。 項番３「使用を開始する日」につきましては、新委員の任期の開始日である令和６年１２月２３日としております。 以上、よろしく御協議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	それでは、ただいまの説明や資料をもとに、協議してまいります。 御意見等はございますか。
岡田委員	このような事例は、通常あるのでしょうか。
鎌田教育長	教職員や市職員においても旧姓使用が認められておりますので、一般的な事例としてあるものと捉えています。
学校教育部長	担当課で調査したところ、東京都の新宿区、京都府の丹波市において、通称名の教育委員が活動されている事例がございました。

	どちらの事例においても、議会からは「戸籍上の氏名」で同意を取り、教育委員会会議において「通称名使用」の同意を取る手続を行っております。 また、教育委員ではありませんが、過去には、国土交通大臣を務めた扇千景氏は、本名が林寛子であり、元・千葉県知事の森田健作氏は、本名が鈴木栄治であるなど、通称名により活動されていた事例は数多くございます。 なお、本市の旧姓使用については、要綱により、その使用範囲等が定められております。
岡田委員	教育委員会においては、松本委員ではなく、高橋委員と呼ぶことでよろしいのでしょうか。
鎌田教育長	戸籍上の氏名である「松本」の名前で処理する事務は、大きく2点ございます。 1点目は、人事上の手続に関するものです。 2点目は、委員報酬の支給に関する手続でございます。 これらを除き、会議中での呼名や会議録の署名など、教育委員として行う全ての活動について、原則として、高橋朋子の通称名で行っていただく予定です。
鎌田教育長	他にはありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、ただいまの協議結果を踏まえ、次の教育委員である「松本朋子氏」については、「高橋朋子」の名前で活動を行っていただくことといたします。
鎌田教育長	以上で、協議を終了します。
鎌田教育長	それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	次回は、1月定例教育委員会となります。 1月16日、木曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、12月定例教育委員会を閉会いたします。

会 議 結 果
議案第４９号 承認、協議第２号 会議録記載のとおり